

重要対象分野に関する評価の大枠について

1 評価の対象とする政策（施策・事務事業）

経済財政諮問会議（以下「諮問会議」という。）と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映するとした取組の趣旨に加え、諮問会議が提示した重要対象分野及び評価のねらいを踏まえた的確な評価を実施する観点から、特に重要な役割を担うと考えられる政策や評価を行うことにより見直し・改善が見込まれる政策を対象とする。

2 評価に当たって明らかにすることが望ましい事項及び留意点

(1) 評価対象政策についての位置付けと効果の発現に至るロジック・モデル

ア 関係する政策体系の中での評価対象政策の位置付け

イ 評価の対象とする政策の実行によって解決しようとする政策課題やニーズ

ウ 当該政策課題の解決やニーズの充足に至る道筋（政策脈絡）と外部要因

- ・ 投入（Inputs）→活動（Activities）→結果（Outputs）→成果（Outcomes）の流れとそれらの概要（特に、結果及び成果については、それをどのような指標で捉えるのか。）を明らかにする。
- ・ 想定される外部要因の影響や波及（副次的）効果、負の効果についても可能な限り明らかにする。

(2) 政策の問題点と見直し・改善の方向性の提示及び諮問会議の議論への活用

P D C A サイクルを有効に機能させるためには、評価の結果から導き出される政策の問題点とそれを踏まえた政策の見直しや改善の方向性を明らかにするとともに、評価の結果により明らかになるデータや分析が、諮問会議における議論にも活用されるものとなることが重要である。

(3) 評価の観点

選定した重要対象分野ごとに、政策の特性等をも勘案しつつ、政策評価法及び政策評価に関する基本方針等に従い、以下の評価の観点を考慮することが必要である。

ア 政策の必要性

評価の対象とする政策は、その実行によって解決しようとする政策課題やニーズに照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを可能な限り客観的なデータの分析に基づき明らかにする。

イ 政策の有効性

得ようとする（得ようとした）成果と当該政策に基づく活動により実際に得られている（又は得られた又は得られると見込まれる）政策効果との関係を可能な限り客観的なデータの分析に基づき明らかにする。

ウ 政策の効率性

当該政策に基づく活動により実際に得られている（又は得られた又は得られると見込まれる）政策効果と当該政策に基づく活動に要した費用等（注）との関係を可能な限り客観的なデータの分析に基づき明らかにする。

（注）費用については、当該政策に係る直接的な支出のみならず、付随的に発生する社会的費用などそれ以外の費用についても可能な限り含める。

(4) 上記のほか、評価に当たって明らかにすることが望ましい事項として政策評価分科会において指摘があった事項

評価に当たっては、利用者の視点、地域別の効果発現状況について考慮するほか、別添の重要対象分野別の指摘事項を可能な限り踏まえて実施すること。

1 少子化社会対策に関する、

① 育児休業制度

育児休業制度については、制度利用者は増加しているものの、女性の継続就業の増加には必ずしもつながっていないと考えられることから、その原因の掘り下げた分析を行うべきである。それを通じて、今後の継続就業の増加を図る施策の在り方の検討に資する評価を行うべきである。【厚生労働省】

- ・これまで、育児休業制度は、女性の継続就業の増加にどの程度貢献してきたのか、また、今後予定されている育児休業制度の拡充により、女性の継続就業の増加はどの程度見込めるのかについて明らかにする。
- ・育児休業を利用できない者が大きく存在することが、女性の継続就業を増加させない原因として考えられないか分析する。原因として考えられる場合、この原因を解消するための政策として何があり、どの程度の効果をあげているのかについて明らかにする。
- ・男性の育児休業の取得を促進するための施策について、見直し・改善すべき点はないか明らかにする。

② 子育て支援サービス

子育て支援サービスについては、例えば、保育所の待機児童が多い地域の固定化がみられることから、これについては、原因の分析と待機児童解消に向けた取組の効果の検証を行うべきである。このような検証を通じて、今後の子育て支援サービスの在り方の検討に資する評価を行うべきである。【文部科学省、厚生労働省】

- ・保育所待機児童の解消については、これまでの各種施策（認可保育所の整備、規制緩和による保育所定員の弾力化、認定こども園、家庭的保育、事業所内託児施設、地方単独事業等）について、潜在的な保育需要、地域の実情、保育の質の確保、利用者の満足度等をも踏まえた上で、効率的・効果的な施策について見極める。
- ・認定こども園については、これまでの保育所・幼稚園とどこが変わったのか、多様化する教育・保育ニーズへの対応の面から明らかにする。
- ・多様な保育ニーズへの対応、子どもの放課後児童対策、地域の子育て支援、幼稚園における子育ての支援については、潜在的な需要、地域の実情、教育・保育の質の確保、利用者の満足度等をも踏まえた上で、効率的・効果的な施策について見極める。

③ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取組

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた諸施策については、これまでの効果を検証するための評価を行うとともに、策定が予定されている「働き方を変える、日本を変える行動指針」（仮称）に基づく新たな施策については、事後の検証が可能となるよう目標の達成に向けた取組をあらかじめ明らかにした上で、適切なタイミングで効果の発現状況を踏まえ評価を行うべきである。【内閣府、厚生労働省】

- ・これまでのワーク・ライフ・バランス関連施策の効果を企業規模別に検証するなどして、その隘路を明らかにする。

- ・ 行動指針の数値目標の達成に向けて取り組むとの方針が施政方針演説において示されたことのかんがみ、数値目標の達成に向けたロジック・モデルを明らかにする。

2 若年者雇用対策

フリーターの常用雇用化、ニートの職業的自立を促進する観点から、雇用機会の確保や職業訓練などの各種施策の効果を検証し、より効率的・効果的な施策を見極めるなど、今後の若年者雇用対策の在り方の検討に資する評価を行うべきである。

【文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

- ・ フリーターの年長化など施策の困難度が高まっている中で、年齢、性別、学歴、地域別にみて、施策が的確に割り当てられているかについて明らかにする。
- ・ 可能な限り費用と効果との関係を明らかにし、効率的・効果的な施策を見極める。
- ・ 地域又はサービスの提供拠点ごとに効果を検証し、成功例・失敗例を整理することによって、施策の見直し・改善に資する知見を得られないか検討する。